

## FTA と WTO

WTO のドーハ・ラウンド交渉において困難な状況が続く中で、FTA（自由貿易協定）や EPA（経済連携協定：投資・知財権保護等貿易自由化以外の分野も包含）が世界中で増加し、90年には約40に過ぎなかったものが、2010年7月末現在、物品面とサービス面を別々に数えれば、474件のFTAがWTOに報告され、内283件が発効済みである。今やWTO加盟国の殆どが何らかのFTAに参加する事態になっている。そこでFTA（EPAも含む）とWTOの関係について改めて考えてみたい。

### 1. WTO協定におけるFTAの位置づけ

- FTA（WTOの用語では Regional Trade Agreement）は、GATT（1994年の関税及び貿易に関する一般協定）24条（適用地域—国境貿易—関税同盟及び自由貿易地域）8項(b)において、「関税その他の制限的通商規則がその構成地域原産の製品の構成地域間における実質上全ての貿易について廃止されている2以上の関税地域の集団」と定義され、例外的に認められている。これは「実質上全ての貿易」について自由化が図られれば、無差別的とはいえないものの、WTOが目指す世界的な貿易自由化に近づくためと考えられる。但し、「実質上全ての貿易」との文言は、具体性を欠く不明確な表現であるため、各国にとってセンシティブな農産物を協定除外とする根拠となっている。
- また、第24条8項の解釈問題として、FTA域内でアンチ・ダンピング、補助金相殺関税、セーフガード等の貿易救済措置を発動出来るかについても見解が対立している。

### 2. WTOドーハ・ラウンド交渉の停滞経緯

- ドーハ・ラウンドでは、2001年11月より農業、非農産品(NAMA)、サービス、ルール、貿易円滑化、開発、知的財産、環境の7分野について一括受諾方式（single-undertaking）を前提に交渉が開始されたが、農産品の関税削減、(先進国の)農業補助金の削減、鉱工業品の関税削減の3つの分野について先進国と途上国、先進途上国と後進途上国の間で複雑な対立が生じ、交渉が決裂した。その後2008年には一旦合意に近づいたが、農産品に関する特別セーフガードの発動条件を巡って米国とインド・中国が激しく対立し、妥結に至らなかった経緯がある。
- 2001年の米国同時多発テロを背景として開始されたドーハ・ラウンドは、別名開発アジェンダとも呼ばれ、途上国の発展による貧困の撲滅を主目的とするが、ノーベル賞経済学者であるスティグリッツ教授は、「米国等は、綿花等への農業補助金削減に合意せず、自らが比較優位にある工業品や高度サービスの自由化ばかり求めているため、(ドーハ・ラウンドは)途上国の発展どころか窮乏化に繋がりかねない」と批判している。また先進国対途上国、及び途上国間の激しい対立によって、交渉内容が関税及び補助金の削減に限定されたため、例え合意がなされたとしても、世界経済に大きな影響はないとの見方もある。

### 3. FTAの進化

- FTA の急増ぶりは前述のとおりであるが、WTO 交渉の停滞以外の FTA の拡大要因として、WTO には投資に関する有効なルールが無い（内国民待遇を規定する「貿易に関連する投資措置に関する協定（TRIM）」は在る）ことがあげられる。1996 年に開催されたシガポール閣僚会議においては、所謂シガポール・イシューとして、投資、競争政策、政府調達、貿易円滑化に関するルールの策定が提案されたが、アフリカ等途上国が反対した結果、ドーハ・ラウンドでは、貿易円滑化を除く残りの 3 分野が交渉対象から外されたという経緯がある。しかし、企業のグローバル化において投資は極めて重要な手段であり、直接投資に関して内国民待遇、最恵国待遇、規制の透明性、投資受入国と投資企業間の紛争解決制度、パフォーマンス要求の禁止等の条件を確保するためには、FTA または投資協定に頼らざるを得ない。最近の FTA、特に日本が進めている EPA は、投資以外にも人の移動、競争法、ビジネス環境整備、二国間協力等を含んでおり、WTO を上回る分野をカバーするものが一般的となっている。

### 4. 進化したFTAとWTOの関係

- 従来は、FTAも貿易自由化を促進する仕組みであり、WTOを補完すると言われてきた。現在でもWTO主要加盟国は、WTOが最優先で、FTAは次善の策であると言い続けている。しかし、たとえFTAによってWTOが目指す貿易の自由化が促進されるとしても、WTOに矛盾するようなルールが乱立することになれば、国際貿易体制の一体性は著しく損なわれる。また米国や中国等、FTAを政治的に活用する意思を鮮明にしている国の存在からも、FTAに第二次世界大戦前の地域経済ブロック化に似た側面があることは否定できない。
- 以上のような FTA の「負の側面」に鑑みるならば、たとえ一部国家間における貿易の自由化に向けた取り組みを容認するとしても、こうした試みは、やはり WTO 体制の枠組みの下で、WTO 体制との整合性を確保するようなかたちで実現される必要がある。そして、FTA の増大の一因が、WTO における投資等新たな分野に関する規律が不在に求められるのだとすれば、WTO はこれら新たな分野を積極的に取り込んでいくことが期待される。しかし、シガポールイシューですら途上国の強い反対にあって挫折した WTO において、これら新たな分野に取り組むことは以下の事情から極めて困難と考えられる。

- ① 加盟国が 153 カ国に増えたにも拘わらず、合意は依然としてコンセンサス（全会一致）を原則としている。加盟国の 8 割を途上国が占め、また途上国の中でも中国・インド・ブラジル等新興国と後進途上国の利害が異なるようになっていることから、嘗てのように一部の先進国と一部の途上国の代表間で決めた内容を他の加盟国に押しつける方法（WTO 本部のグリーンルームが使用されたため、グリーンルーム方式と呼ばれる）は困難である。
- ② 米国のパワーが低下し、他方、相対的にパワーを増大している中国等は、途上国の地位に固執し、国際的責任を回避している。

- ③ 既存の FTA によって既得権を得た国（例えば対米・対 EU で日本に対し優位に立った韓国の様な立場の国）がその既得権の喪失を恐れて合意に反対する可能性がある。
- ④ 先進国における格差拡大や失業増加、また後進途上国の窮乏化等、自由化の負の側面が顕在化している。
- ⑤ 後進途上国の関心が、自由化から開発支援に移行している。

## 5. WTO発展の可能性

- ・ 新聞報道に依れば、WTO は 2011 年 5 月 31 日の全加盟国が参加する貿易交渉委員会において、本年中の多角的通商交渉の一括合意を断念し、部分同意を目指すことを正式に決めた。ラミ事務局長は、鉱工業品(NAMA)などの重要分野を、部分合意の対象外にすると発表した。従って、部分合意は、後進途上国(LDC)の産品に対し、輸入国が関税や数量制限を掛けない措置などが中心になる模様である。
- ・ ただし、ドーハ・ラウンドは、そもそも関税や補助金の削減が主目的の物品貿易自由化に焦点を当てたいわば旧世代ルールに関する交渉に過ぎない。今後 WTO が投資・サービス・競争法等を含む 21 世紀のルールづくりに挑戦していくことになれば、ドーハ・ラウンド交渉に数倍する困難が予想される。そして、これら次世代ルールの構築に失敗すれば、WTO の通商に関する調停機能は存続し得ても、その政治的機能は信頼性を失い、世界は FTA 主導によるブロック経済に逆戻りするリスクもないとはいえない。
- ・ 既述の通り、全会一致の原則の下では、WTO において新たなルールを策定していくことはもはや困難である。また先進国と最貧国等あまりに国情の異なる国々に一つの制度や協定を適用することはそもそも無理が大きい。したがって、WTO において上記のような次世代ルールを構築していくためには、合意形成方式や協定のあり方に関する見直しが必要であると考えられる。例えば、既存の「政府調達に関する協定」や、昨年、海賊版禁止について TRIPS 協定を上回る内容で先進国間で合意できた ACTA（模倣品・海賊版拡散防止条約）のような希望国のみが参加する複数国間協定（準拠規定：マラケシュ協定第 10 条（改正）9 項：プルーリ協定の追加には協定非参加国を含むコンセンサスが必要）、または米国 USTR ロウ氏が 09 年に提案したように 2 国間で交渉し、その成果を最恵国待遇に基づいて全加盟国で共有する等の方法が候補となるのではないかと考えられる。
- ・ WTO は、このような内部制度改革によって FTA の挑戦を跳ね返し、自らのありようを変革して生き残れるのか。WTO にとっての真の正念場を迎えつつある。